

令和8年3月市議会定例会

消防局

議案説明資料

(補正予算分)

目次

【予算案件】

- | | | | | |
|---|--------------------------------------|-------|---|---|
| 1 | 令和8年3月消防局補正予算(案)総括表 | | 1 | 頁 |
| 2 | 富山消防署中分署屋上防水改修事業について | | 2 | 頁 |
| 3 | 繰越明許費について
(富山消防署中分署屋上防水改修事業) | | 3 | 頁 |
| 4 | 消防施設整備事業費の継続費の変更について
(富山消防署北部出張所) | | 4 | 頁 |

【条例案件】

- | | | | | |
|---|-------------------------|-------|---|---|
| 5 | 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件 | | 6 | 頁 |
|---|-------------------------|-------|---|---|

1 令和8年3月 消防局補正予算（案）総括表

【一般会計】

（単位：千円）

区分 予算科目 (款・項・目)	補正前の額 A	今回補正額 B	補正後の額 A+B	備 考
消 防 局 合 計	5,958,535	26,920	5,985,455	
(款9)消防費	5,958,535	26,920	5,985,455	
(項1)消防費	5,958,535	26,920	5,985,455	
(目1)常備消防費	4,255,848		4,255,848	
(目2)非常備消防費	328,391		328,391	
(目3)消防施設費	1,374,296	26,920	1,401,216	消防施設整備事業費 26,920

【消防施設整備事業費】

2 富山消防署中分署屋上防水改修事業について

[消防局総務課]

(1) 補正額 26,920千円

〔 財源内訳 一般財源 26,920千円 〕

(2) 事業目的

富山消防署中分署空調改修工事を実施中、2階部分の天井裏屋上躯体からの雨漏りを確認したもの。庁舎屋上の防水層は、庁舎建設時（平成8年3月竣工）から一度も改修しておらず、防水層に亀裂や穴が空いており、屋上躯体との間に雨水が滞留している状況が認められる。

雨漏りは、建物の構造材の腐食、劣化及び強度低下を引き起こし、耐震性低下や倒壊リスクを高めるとともに、電気設備への被害、壁紙や天井材のシミや剥がれ等多岐にわたる深刻な悪影響を及ぼすことから、屋上防水改修工事を実施し施設の延命を図るもの。

(3) その他

雨漏り箇所



躯体から排出された錆び水
(雨漏りにより躯体内に滞留していたもの)



屋上防水層の状況



底防水層の状況



※切れ目から雨水の浸入が認められる。

【消防施設整備事業費】

3 繰越明許費について
(富山消防署中分署屋上防水改修事業)

[消防局総務課]

(1) 繰越明許額 26,920千円

〔	財源内訳	一般財源	26,920千円	〕

(2) 繰越理由

富山消防署中分署屋上防水改修事業については、3月補正となることから、年度内の事業完了が見込めないため。

【消防施設整備事業費】

4 消防施設整備事業費の継続費の変更について (富山消防署北部出張所)

[消防局総務課]

(1) 概 要

富山消防署北部出張所の改築、解体、外構工事を行う主体工事において、現地の掘削を行ったところ、敷地境界に設置してある既存擁壁の地中部の形状が想定と異なっていたため、擁壁の支障とならないよう側溝・配管経路の見直しを行うとともに、外構工事の施工時期・方法の再検討を行った。降雪時期を避けての施工かつ狭小な施工スペースでの作業効率を考慮すると、外部足場解体後に外構工事を施工せざるを得ず、想定していた重機作業を人力作業に変更する必要が生じた。

そのため、事業期間の延長及び工期延長に伴う経費の増額により継続費の変更を行うもの。

ア 事業費

17,996 千円の増

イ 事業期間

172 日の延長

(2) 事業計画の変更内容

(千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	総額
当初計画	318,040	477,060	-	795,100
変更計画	318,040	366,576	128,480	813,096

(3) 参考資料

工事工程表（当初）

年度 月	R7年度						R8年度											
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
県道乗入口工事	■																	
出張所建設工事		■	■	■	■	■	■	■	■	■								
外構工事		■	■							■	■							
既存建物解体工事											■	■	■	■				
外構工事															■	■	■	■



工事工程表（変更後）

年度 月	R7年度						R8年度												R9年度					
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
県道乗入口工事	■																							
出張所建設工事		■	■	■	■	■	■	■	■	■														
外構工事											■	■	■	■	■									
既存建物解体工事																	■	■	■	■				
外構工事																					■	■	■	■

5 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

[消防局予防課]

(1) サウナ設備に関する事項

ア 改正理由

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正及び国が示した「火災予防条例(例)」の一部改正に伴い改正するもの。

背景

現行基準は、浴場等の屋内に設置するサウナを想定したものとなっているが、近年、屋外でテントやバレル(木樽)に放熱設備(サウナストーブ)を設置する事例が全国で増加している。



【テント型サウナ】



【バレル型サウナ】



【放熱設備(サウナストーブ)】

イ 改正内容

屋外に設置するテント型、バレル型サウナの放熱設備の定格出力が小さく、薪又は電気を熱源とするものを「簡易サウナ設備」として規定し、基準を新設するもの。

(ア) 「簡易サウナ設備」は、外気にさらされるなど室内の温度が上がりにくいことから、放熱設備と周囲の可燃物との離隔距離を従来のサウナ設備と比較して緩和するもの。

(イ) 「簡易サウナ設備」には、過熱防止装置等を設置するもの。

(ウ) 「簡易サウナ設備」の新設に伴い、従来のサウナ設備の名称を「一般サウナ設備」に変更するもの。

(エ) 「簡易サウナ設備」(個人が設けるものを除く。)を届出対象に追加するもの。

ウ 施行期日

令和8年3月31日

(2) 感震ブレーカーに関する事項

ア 改正理由

国が示した「火災予防条例（例）」の一部改正に伴い改正するもの。

背景

令和6年能登半島地震による輪島市での大規模火災を受け、国は地震による電気火災対策として「感震ブレーカー」の設置が類似火災の防止に極めて有効であることから、火災予防条例（例）を改正して「感震ブレーカー」の普及の促進を位置付けたもの。

イ 改正内容

住宅における火災予防を推進する機器の一つに、「感震ブレーカー」を追加するもの。



【分電盤タイプ 後付型】



【コンセントタイプ】



【簡易タイプ おもり玉式】

ウ 施行期日

令和8年3月31日